

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成24年第5回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。
13番、阿部義正君及び1番、三浦 諭君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第 1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第4 報告第 3号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第5 議案第38号 大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第6 議案第39号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第40号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてから日程第7、議案第40号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてまでの5件を一括議題といたし

ます。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

それでは、平成24年第5回大槌町臨時会に係る承認1件、報告1件及び議案3件、計5件の議決、事件について一括で提案いたします。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用する必要があるため、大槌町町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したことから、地方自治法第179条第2項の規定により専決処分し、地方自治法第179条3項の規定により議会に報告し、議会の承認を求めるものであります。

報告第3号損害賠償額の専決処分の報告については、本年2月21日火曜日午前10時30分ごろ、大槌町役場庁舎駐車場内において公用車を後退で駐車させようとした際に誤って、駐車していた車両に接触し損傷を与えたもので、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2項の規定により専決処分し、地方自治法第80条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第38号大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例の制定については、水産物の円滑な流通及び資産確保を推進し、水産業の振興を通じて地域産業の活性化に資するため、魚揚荷捌き施設、製氷貯氷施設及びさけますふ化場施設の3施設を町が施設管理設置者となり、施設の運営については指定管理者制度による指定管理を行うため本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第39号工事請負契約の締結については、震災による津波で被災した一級町道大ヶ口線ほか24路線の道路災害復旧工事の契約で、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、復興交付金事業の防災集団移転促進事業に係る計画作成業務委託料、都市再生区画整理

事業に係る計画作成業務委託料及び大槌消防庁舎等建設用地の基礎調査業務委託料を補正するもので、歳入歳出予算に9億9,426万9,000円を追加し、歳入歳出総額が137億6,426万9,000円とするもので、地方自治法第218条第1項の規定により議会に補正予算を提出するものであります。

以上、よろしく願いいたします。



日程第3 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

説明は、改正後の内容について申し上げます。

附則の第10条の2は、地方税法の改正により、工場等において下水道排水の処理を行う除害施設の固定資産税等の課税標準額に乘じる割合を4分の3と定めるものであります。2項は、地方税法の改正により、雨水流出の要請を行う雨水貯留浸透施設の固定資産税等の課税標準額に乘じる割合を3分の2と定めるものであります。

第10条の3及び同上第7項、第8項は、条文の所要の整備を行うものであります。

第11条は、固定資産税等の評価額が急激に上昇した場合、税負担の上昇を緩やかに是正するため、負担調整措置の適用期間を平成24年度から平成26年度まで延長するものであります。

第6条は、条文の所要の整備を行うものであります。

第11条の2は、土地、家屋は3年ごとに評価額を見直すことになっており、平成24年度が評価がえの基準年度となります。基準年度の価格を3年間据え置くことが原則ですが、課税上著しく均衡を失すると認めた場合、平成25年度と平成26年度においても見直しを適用するものであります。2項は、平成25年度で価格が修正したものについて、平成26年度も据え置いて、その価格を適用するものであります。

第12条は、宅地等に関する固定資産税の負担調整措置の適用期間を平成24年度から平

成26年度まで延長するものであります。2項は、固定資産税等の負担調整措置の適用を行い、住宅用地については平成26年度に廃止することとし、所要の整備を行うものであります。3項は、固定資産税等の負担調整措置を適用したことにより本来の課税標準額の10分の2以下になるものについては、10分の2の課税標準額を適用することになっており、その適用期間を平成24年度から平成26年度まで延長するものであります。削除する改正前の4項は、住宅用地の固定資産税等の負担調整措置期間を平成24年度から平成25年度までの適用とし、平成26年度から廃止するものであります。4項は、商業地等の据置固定資産税の適用期間を平成24年度から平成26年度まで延長するものであります。5項は、固定資産税等の負担調整措置を提供したことにより本来の課税標準額の10分の7以下になるものについては、10分の7の課税標準額を適用することとなっており、その適用期間を平成24年度から平成26年度まで延長するものであります。

第13条は、地方税法の改正により、農地に関する固定資産税等の負担調整措置期間を平成24年度から平成26年度まで延長するものであります。

第15条第1項は、特別土地保有税の課税においても、第12条の固定資産税の特例に倣い負担調整措置を適用していることから、特例期間を平成24年度から平成26年度まで延長するとともに所要の整備を行うものであります。第2項は、地方税法の改正により、住宅用地及び商業用地の宅地評価土地に係る課税標準額を2分の1とする特例措置期間を平成27年3月31日まで延長するものであります。

第27条の2は、地方税法の改正により、被災した居住用の敷地を譲渡した場合、課税の特例の適用期限は被災に遭った日から3年としていたものを7年に延長したことから、国民健康保険税の課税においても適用期限の延長をするものであります。

第28条の2は、地方税法の改正により、特例民法法人から移行した一般社団法人または一般財団法人が設置している図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税等の非課税措置の適用を受ける場合の申告について、所要の整備を行うものであります。

第29条の2は、地方税法の改正により、被災した居住用の敷地を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除等の特例の適用について、所要の整備を行うものであります。2項は、第1項の規定の適用を受ける場合の申告について所要の整備をするものであります。

第30条は、地方税法の改正により、被災した住宅と取得した住宅の住宅買い上げ金等、特別控除を重複適用について所要の整備を行うものであります。2項は、地方税法において条文の整備が行われたことにより、所要の整備を行うものであります。

附則第1条において、本条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、第2条において町民税に関する経過措置、第3条において固定資産税に関する経過措置、それぞれ規定をしております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「進行」の声あり）

進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第4 報告第3号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第3号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第3号損害賠償額の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

議案書、専決処分をお開きください。

1 損害賠償の相手方は、岩手県釜石市上中島町4丁目3番8号、山田綾子。

2 損害賠償の額が、5万7,277円。

3 示談の内容は、損害賠償の額を上記2の5万7,277円のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

4 損害賠償の原因については、一括提案の内容と同様ですので省略させていただきます。

専決処分日は、平成24年5月15日であります。

以上、報告いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項及び町長専決条例によって、きょうの専決委任事項であります。ただいまの説明をもって報告を処理いたします。

○

日程第5 議案第38号 大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例の
制定について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第38号大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） では、議案第38号大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

本条例は、本年3月からご協議いただいておりますとおり大槌町漁業協同組合が所有する施設の一部を町が取得し、当該施設を安定した環境のもとで運用することにより、町の基幹産業である水産業の一刻も早い復興を図るために制定しようとするものです。

それでは、逐条を説明いたします。

第1条設置において、本条例を制定する目的を水産物の円滑な流通及び資源確保を推進し、水産業の振興を通じて地域産業を活性化すると定めるとともに、本条例に基づいて設置する魚揚荷捌き施設、製氷貯氷施設及びさけますふ化施設の3施設を一体のものとみなし、これを総称して大槌町水産物生産流通施設と指定しております。

なお、この大槌町水産物生産流通施設は、以下条例案の条文と同じく「水産施設」ということにさせていただきます。

第2条使用等の許可において、水産施設を使用する者は、町長の許可を要することを定めています。また、同条第2項において町長が水産施設の使用を許可しない場合があること、同条第3項において水産施設の使用許可について町長が条件を付することができることをそれぞれ定めています。

第3条において、施設の設置目的以外の目的でしようとする場合において、町長の許可を要する行為を定めるとともに同条第2項において、これらの行為の許可について町長が条件を付することができることを定めています。

第4条行為の禁止において、水産施設の適正な管理、運営の妨げとなる行為を定め、

これを禁止しています。

それから、途中から2ページへ移りますが、第5条使用許可の取消し等において、町長が水産施設の使用許可を取り消し、効力を停止し、ほか条件を変更し、または行為の中止、原状の回復もしくは退去を命ずる必要があるという場合について定めております。

第6条使用料において、水産施設の利用者は、町長が定めた使用料を納付しなければならない旨を定めています。具体的には、3施設の水産施設三つのうち製氷貯氷施設の使用料が有料となるものです。

第7条使用料の減免において、特別な理由があると町長が判断した場合は、第6条で定めました製氷貯氷施設の使用料の全部または一部を減免することができることを定めています。

第8条使用料の不還付において、既に納付された使用料は還付しないことを原則としながらも、特別な理由があると町長が判断した場合は、これを還付することができることを定めています。

第9条指定管理者の管理において、水産施設の管理を指定管理者に行わせることができるということを定めています。なお、本規では町長、町が自ら水産施設を管理することを妨げるものではございません。それから同条第2項において、指定管理者に水産施設の管理を行わせる場合は、第2条に規定する施設使用の許可、第3条に規定する行為の許可、第5条に規定する使用許可の取消し等は、指定管理者に行わせるということを定めています。

第10条指定管理者の業務において、指定管理者に水産施設の管理を行わせる場合の指定管理者が行うべき業務を列挙しています。

なお、第3号水産施設を町長が施設管理する場合は施設の使用料を使用料、それから指定管理者が施設管理する場合には利用料金というふうに用語を使い分けておりますので、ご留意願いたいと思います。

それから、途中から3ページへ移りますが、第11条利用料金等において、指定管理者が水産施設を管理する場合の利用料金の取り扱いについて定めています。

第12条損害賠償等において、指定管理者、それから水産施設の利用者、その他水産施設において何らかの行為をする者等が施設を汚損、損傷、または滅失した場合には、これらの方は損害賠償等の義務が生じるということを定めています。

第13条委任において、本条例の実施に必要な事項は、別途規則で定めることとしてい

ます。

それから附則として、本条例は公布の日から施行することとしています。

それから、別表として製氷貯氷施設の施設使用料、製氷貯氷施設の使用料でありますけれども、これを表示しております。なお、この使用料の金額は、これまで製氷貯氷施設を運営しておりました大槌町漁協が設定していた金額を参考とし、利用者であります漁業者等の負担増とならないよう配慮の上、設定しておるものです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） この間ので、議会運営委員会の、さまざまお尋ねしましたけれども、結論から言って、どうすればいいのかなと迷っています。そこで、何点かについてお尋ねしたいと思います。まず組合員が確定したのかどうか。それで、何か新組合、旧組合……、いくら言っても触れませんが、旧組合で退職金の未払い、もらっていないという人が十数名いるそうです。何人かの方に、何とかなんないのかとって新組合の話が出てきて、そういう尋ねられた経緯もあります。だから何か、新組合といっても旧組合の人とダブるわけだよね、役員は別にして。一方で、十数名の人が何十年も働いて退職金もらわない。そこに、今度は町が介入と言えれば変ですが、言葉わかんないですから、入っていくことによって「何だ、おらほだの退職金は」という……、複雑なんですよ。まず、それで今1点、組合員がどれほどなのかと。今月、5月も終わろうとしているんですが、今の状態で。まず、そこ1点。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 後藤議員さんの聞いているのは、職員のほうでしょうか。

○10番（後藤高明君） でなくて、組合員。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 先日、全員協議会でもご説明いたしましたが、5月15日現在で……、（「二百何ぼ」の声あり）はい、259。（「245でないか」の声あり）失礼しました。5月15日現在、正組合員が242、旧組合員が7名、合わせて249名です。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） これもまた、世間があつてね、これ。数でとりたいと。それで、その組合員がふえたと。それは、それとしていいですよ。あと、それで普通の企業であれば、公務員は別ですが、退職金なんかは毎月、月々の給料から積むんでしょう。どう

なんだと、普通の企業、民間企業というのは。どうなんだろうね。それで、もし積んでいて、積んでいる金ももらえないで流用されて、組合員が流用されて、退職金もらえないというふうになれば、これはただごとではないもんね。何十年も積んできた金ね。そういう疑問もあります。まずその件、はい。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） 幾つかご質問があったようですので、順番に回答したいと思います。

まず組合ですけれども、漁業者の方は大体組合、漁業組合に加入するのは漁業やる上で当然ですので、当然組合員がダブるのは当たり前だと、そういうふうに思います。それから、あとはまだ漁業権というのは大槌町漁協に存在しておりまして、そういう状況において今、新大槌漁協の組合の加入者がふえているということは、要するに新組合に対してやはり何らかの期待を持って、こっちのほうがいいということで加入しているものだと、こちらのほうで解釈しています。

それから退職金の件ですけれども、はっきり言ってしまえば、これはもちろん大槌町漁協が当然積み立てていたものを大槌町漁協が自らの経営判断で、大槌町漁協のミスで食いつぶしてしまったということですので、ちょっとこちらのほうでは何とも手が出しかねるという状況でございます。それから、基本的にこの大槌町漁協の退職金の問題と、漁協の申し出を受けて、この所有施設の譲渡を受けることというのは、基本的には別問題だというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） なかなか今、説明聞くと悩むんだよね。確かに、別物には違いはありません。ただ、道義的にこんな小さい町で、これで町が介入しないならいい、一切何をやろうともね。町が入っていくことによって、何だと。我々にはもうみないふりをして新しい組合が、いろいろな、感情的になるから、お互いにね。ここでやっても、しようがないですからやめます。

それで最後に、この間もこれ議運で質問したんですが、町が入っていく以上はやっぱり水ものだと言われたけれども、ある程度二、三年で、あるいは何年かかかわっているかわかんないですが、最初の調整値というのかな、大まかでもいいから。大丈夫、赤字にはならないとかね。そういうのをやっぱり町民に示さないとだめだと思うんです。というのは、私議員になって十何年ですが、事あるごとにいろいろな形で町の金を入れて

きたんですよ。どうしてもこれ、第一次産業だという答えだから。農家も第一次産業。農家の農協なんかの統廃合は、ご存じのとおりです。余りに、基幹産業ということを目に、お互い何か、ずさんなやり方ではなかったのかなということを感じてますけれども。まず、ここ二、三年の業績、どうなっているのかということをちょっと説明してください。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 今後の推移については、6月に今回総会がございます。その際に、事業の見直しも含めた新たな事業計画が制定されますので、その段階で町のほうでも内容については確認したいと思います。ただ、過去3年間の数値、収支実績を見ますと、製氷貯氷施設、それとふ化場事業については、それぞれ周期ございますので黒字でございます。それから市場業についても、人件費がこれには管理費として別になるんですが、相対とすれば、その際施設を全部含めると過去3カ年の数値は赤字にはなっておりません。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） きょうは、漁協の関係者が傍聴に来たということで、張り切って盛り上げなければならないなと思っておりますけれども、今までこの問題に関しては2回も3回もとらないけれども、全協を開きながらいろいろな話をして議論してきたわけですが、きょうは最後の決断を下すという、その当日となりました。これで、ふ化場からさまざまな、今名前変わったけれども市場とか、そういうのを町のほうで取得しろという、そういう水産庁からの命令みたいなものでございますが、しかしながら当時、大槌町には鮭川という川があって、もちろんふ化場もあって、そこには行政も一緒に参加して、そのふ化場経営の運営の仕事をしていたという経過がずっとあります。議員の中からも行っていたし、役場の人もいると言っていたけれども、鮭川に行って仕事をやっていた。そういう今までのさまざまなことがあるんだけれども、水産庁の指導のもとにですよ、そういうふ化場そのものはサケのふ化の向上を図るためには漁協でなければだめだと、そういうことで町も撤退し、今は漁協一本でふ化場運営をやっているというのは実情であります。もちろん、水産庁の今の指導の中には個人的な建網いっぱいあるようだね。そういうのも全部、個人ではだめだという、これ全部漁協に預けなさいということで、そういうのも全部すべてが今の建網形式になったわけですが、そういう水産庁そのものが、今度の大槌漁協、旧漁協の債務負担さまざまなことがあるから、

新漁協をつくれという、そういう指導をしておきながらですよ、今ここにきてから組合員が多いとか少ないとか、そんな話の中身で、だからこういう施設は町のほうでやってくれ、そこが私から言わせれば水産庁の指導は、でたらめだと言えばでたらめだ、しゃべれば緊急指南だと言う、どこに緊急指南ということある。これ今、負債のほうでの緊急指南だと、それを逆に救ってやらなければならない上に水産庁は真剣になってやっていかなければいけないんだ、本当は、指導した限りでは。それを自分たちのこぶしは、ちょっとおろすのが大変だから大槌町さん、何とかあんたのところで受けてくださいと、金は一銭もかけませんよと。あなた方にそのままやりますからという。金がかからない、だから負担金がないから受けてけろという、そういう税理的な、お金の話し合いというのがあるから我々は、ちょっとおかしいのではないかと。行政は行政で、上から言われるの何ともならない。何ぼ県だって勝っても負ける。我々は町民から選ばれた議員だから、それはおかしいと思う。いいことが悪い、悪いこと言える立場なんです。だから、いいとか悪いとか、そういう問題ではなくて、水産庁も真剣になってこの新生漁協を助けるなら助けるような、なりふり構わずやるような、そういうやり方をやっていただければ……、格好つけだけでは私は新しい新生、新しい漁協の将来はないのではないかなという……、緊急指南という言葉を使って……。皆さん方に言っても、これはしようがないけれども、どの水産庁そのものも昔からそういう策があったんだよという、そういうことを自分たちの胸に手を当てながら、逆に自分から進めていかなければならないのではないかなと私は思っています。まず、それが1点。

それから、今大槌新漁協は吉里吉里のものと岩手銀行の跡の建物を借りていますね。何だか話を聞けば高額な家賃なようだけれども、ここの補助事業の中ですよ、共同利用改正云々かんぬん……、建網だとかそういうものも、あるいは水産共同利用施設復旧事業、支援事業、さまざまな支援事業がある中で、漁協機能回復支援事業というそういう事業、その中で今のうちの一つを補助されているという。これは500万円、年間500万円というふうに記載していますけれども、それもいつまでこの補助金が出て、いつまであの事務所を借りていられるのか、それこそ身の丈に合った事務所地、話を聞けば関連機関からも事務所の幾らかを出して、今分割だか3分割だか、わからないけれども、そういうふうなことも聞こえておりますけれども、それは毎年毎年この補助金が出てくるのかこないのか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） まず、第1点目のお尋ねですけれども、まず水産庁のほうからは、大体こちらとすると、ことしの1月、2月くらいからこの話が始まったわけですけれども、再三その後は協議……、実際本庁の課長さんなども二度、三度と足を運んでくださいましたし、こちらから職員出向いたりもいたしました。その中で、やはり大槌町は何としても助けなくてはいけない、もう既に水産庁長官、それから農林水産大臣、こちらのほうの耳に入っておりまして、何としても失敗するわけにはいかないということで、もうかなり水産庁の中でも最重要の案件になっているというふうに聞いておりまして、そういった課長さん方との協議の中でも本当に何でもするからと、多少のことはこっちのほうでバックアップするからと、何か人の面とかで何か補助の障害になるようであれば、補助というか、支援策の利用に障害になるようであれば何とかするからというふうな、過分なお言葉まで言っていただいております。

結果的には、ちょっとまだこちらのほうの体制が整わなかったもので、そういった申し出の中での話は、利用はまださせてもらっていませんけれども、いずれそういったことですので、水産庁とか県も含めまして行政のほうの支援ということは、もう十分いただいているというふうに思っております。

事務所のことにつきましては、課長のほうから。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 事務所の件については、議員おっしゃるとおり平成23年度につきましては県の補助金の一部となっており、事務費に相当してございます。あくまでも23年度は暫定的、緊急的という補助のメニューとなっておりまして、24年度以降について今のところ、まだ未定でございます。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 今のお話の中で水産庁は何でもやるから、とにかく大槌漁協を助けなければならないという、そういう思いを今聞きました。それならば、だから言うてるんですよ。小細工せずに、何も町に市場を買えだとか、もらえだとか、ふ化場やれとか、そんなこと言わないで堂々と大槌漁協を助けてあげるんだよという、そういう心意気を示すために、いいではないですか、この津波があったところだもの。なんでもないのであれば話は別だけれども、津波でこんぐらい被害こうむったんだから、なりふり構わず助けてやらなければならないんだという水産庁が、やればいいのではないのでしょうか。あなたの言っていることは、何でもやりますよと水産庁話したようだけれども、

何でもやるならなにも大槌がガタガタとお願いすることもない。我々が騒がれることもない。私は、そこ言っているんですよ。その1点だけなのさ。やるならば、ちゃんとやってくださいよということさ。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） ちょっと説明不足で、申しわけありませんでした。水産庁がバックアップしたいと言ったのは新大槌漁協のことでありまして、大槌町漁協を何が何でも支えるというような発言ではございません。

○12番（野崎重太君） だれか今、旧大槌漁協を助けると言ったでしょう。新しい新漁協ができたり、水産庁が助けるならば、助けるためには大槌町にこれだけの施設を取得しなさいということでしょう。旧漁協でないでしょう、新漁協でしょう。それを言っているんだよ。だから、何もこんな取得する云々かんぬんではなく、やるならばちゃんとやってくれというのが我々の、住民の願いですよ。どうですか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 今回の3施設につきましては、国のほうから水産庁、国及び県のほうで、本来であれば補助事業遂行に当たっては事業者、漁協の負担があるんですが、この3施設につきましては漁協に一切負担を、経費をみないで各団体に稼働規制していただいております。そして、今回の水産庁のほうのお伺いというのは何も長いスパンで町のほうに、経営を委託するというのではなく、あくまでも新漁協の経営がまだことし立ち上がったばかりで、今の状況が安定を図れるかどうかという、まだ未定の部分、不安定な部分がございますので、ここ数年だけちょっと様子を見て、新しい漁協の新漁協の負担の軽減を図るという意味合いからの指示、指導でございます。

（「終わりか」「はい」の声あり）

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 先輩議員の話もごもっともでありまして、3月の全協終わって5月16日の産業建設常任委員会、その次の日のまた全協でいろいろ、るる話が出ていました。議員の、各世の中のいろいろな話が出ていました。

震災において、ほとんどの漁業者、漁業施設すべてが流された今、次の我々は復興に向けた議論をするのが現状の正当論だと思います。過去の制裁について感情は、もちろんわかります。叙情的なものもわかりますけれども、それは先ほど担当のほうで申し上げた退職金が支払われていない問題、過去の債務の問題等々については、それが全部解

決しているわけではないけれども、今水産が始まり出して、けさの岩手日報でも2年ぶりに岩手県のワカメの額が日本一になる予想だと。さまざまな議論が今あります。過去の話と今これからの話を議論、一緒にするとどうしても弊害があるんですが、やはりこれは水産庁がバックアップをするという意味で水産庁の命令だけではなくて、今部長が申し上げたとおり町が受けるとしたら、どういう条件なんだと。町は町なりの意見を話してきて今回の提案になったと聞いていますし、そこら辺はやはり新漁協とタイアップしながら、三陸沿岸の復興はやはり水産関係のことだというふうに私は思っていますけれども、いずれ今回津波に遭ったのは沿岸だけなわけで、やっぱりそこまでの水産源がかかわっているわけなので、そういう意味では町の姿勢というものがここで問われるのではないかなと思います。

いろいろな意味で、過去の債務の問題があって大槌漁協だけが債権計画が認められなかった事実がありますけれども、やはりここで復興ということで水産はやっぱり三陸沿岸の復興、ふ化場もちろんそうですけれども、平地のほうにおいてもいろいろなものをやはり一致団結して町の姿勢として、それをバックアップするんだというところが、やっぱり住民に光を与える一歩になると思いますけれども、ここで改めて町長から新しい漁協に対するバックアップの姿勢であるとか、水産に関する考え方を改めて聞きたいと思います。お願いします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この3施設、魚市場の問題、それから製氷、そしてさけ・ますのふ化場の施設については、今回の第3次補正の中で旧組合が事業主体となって設置したわけですが、ただ旧組合の経営の不安ということから、この施設が今後こういった経営破綻の中で、どう漁民のために使われていくべきかという視点の中で水産庁のほうから経営指導として、行政指導として町が国営でもないだろうし県営でもないだろう、いわゆる漁民の最前線にいる、近くにいる町がとりあえず一たんこの施設を公設、民営でやることの意義が高いというような意味で、今回の条例提案に至ったわけですが、私とすればやはり今大槌町の水産業を立て直さなければ、すぐ町の存亡の岐路に立たされていると。そして、若者が雇用がなくて町外に流出していると。その流出の度合いも県内で一番と。約18%を流出しているという視点から、やはり何としても水産業でこの経営を安定させて、そしてそれにかかわる町民の方々が、やはり飯を食っていけるような環境をつくるべきではないかと。その足がかりとして魚市場、製氷、そし

てふ化場、この3セットがまずもって漁業協同組合として安定的な漁民の振興、水産業の振興ではないかなというふうな思いで今回はいずれ、とりあえずこういった状況を打開する意味では公設、民営というのは通らなければならないという意味合いで、今回こういった状況になっておるわけですが、いずれにしても今町内はこういった荒涼たる大地の中で一日も早く、そして一刻も早く復旧・復興を遂げなければならない、そういった視点からやはり水産業の振興というものも町、水産業基幹産業の町としてやはり重要ではないかと、そういうふうに思っているところでございます。

確かに経営の、旧組合の経営のあり方ということは、当然反省をしながらやってもらわなければならないわけですが、新しい組合の中ではそういったこと等も含めて若干反省しながら、新しい水産業の町として頑張っていかなければならない、そういうふうに思っております。私どもも、行政としてもそれなりに支援をしたい。でも、今固定資産税等がかなり大打撃を受けている中で、一般財源もそうあるわけではないという視点から、各方面に私どもも漁協に対する経営に対する何とか支援をお願いしたいという意味合いから先日も、きのう、おとといも東京に出かけてファイザー、ワールド・ビジョン・ジャパン、そして山崎製パンのほうから、何とか漁業の立て直しに対して支援をお願いしたいという話、講演をしてきたわけですが、その講演の中で、それぞれのトップの方々が約300社ぐらい集まったわけですが、大槌町を特化して支援をしたいという温かい言葉をいただきまして、特に水産業に対して、やはり今町がこういった状況の中では水産業、とりあえずやれることから支援をしていかなければならないという熱い言葉を受けたわけですが、我々行政といたしましても、何とかやはり雇用の確保、水産業の振興を図っていかなければならないという思いから、こういった条例制定を提案せざるを得ないと。せざるを得ないというか、やらなければならない状況にあるということを認識、理解を深めていただきたいなど、そう思っておるところでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 今町長のほうから、やはり大槌町の基幹産業は水産業であると。やはり支援をしていかなければならない……、今初めて聞きましたけれども、きのう、おとといの話の中で、大槌町の水産業に対して特化して支援をしていきたいという団体も300社あると。水産庁も応援する、民間団体も応援する、みんなが応援しているときに、やはりここは町もきちんと応援しながら水産の復興のために、やはり汗をかくのが本来の姿であろうと思います。

町が今回の、この提案のとおり建物を町が取得するという議案でございます。町が所有をしたとしても、水揚げが上がるかどうかは漁業者の人たちの頑張りだと思うんですよ。養殖業者の頑張りだと思います。そういうことを頑張らせるためにも町がきちんとして、経費的なことを申し上げますと、固定資産を抱えないことによって体力的にもう少しフットワークがきくようになるであろうというような問題もあったり、あとは去年度は1ヶ統であった定置網1ヶ統だけでは、どうしても定置依存型の水産業であることは否めない事実がありますけれども、今度は建物を取得して、今度はそれを漁業者に頑張らせる、水揚げ高をふやしていく、流通をふやしていくのが経営を安定させる一歩になると思いますけれども、例えば24年度、25年度について今のまま1ヶ統なのか、それとも別な意味で網をふやしていくのかという計画があれば、お知らせください。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 今具体的な計画については、漁協のほうから内容については説明受けてございます。定置については可能な限り……、前も4ヶ統あった定置のうち今実際に動いているのは1ヶ統ですが、これに含めて1ヶ統のほう増設、さらにふやしていきたいということと、あとはカイヤミについても国、県の補助の導入進めながら検討してまいりたいところです。内容については、今後の議会の際に補正予算の中で議員の皆さんにお諮りしたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 最後になりますけれども、25年度の補助要求で定置網もう1ヶ統、さらに1ヶ統、カイヤミも含めて補助要望するというのも漁協さんから聞いておりますし、今サケの回帰率が去年はやっぱり下がりました。早くふ化場を復活して稚魚を放流して、やはり4年かかるわけですよ。字のごとく水ものの商売ではあるけれども、やはりそれを先行投資をしながらしないと、将来的な話もなかなかできないというふうには思いますし、いずれ三陸沿岸の漁業に関しては大げさな言い方かも知れないけれども、国がやはり相当力を入れていかなければならない問題ですし、旧漁協の体質では今後のマネジメントがなかなかできないということで新組合の設立となったわけで、これもやはり経営の改革、そういう意味ではスリム化した経営の改革で、できるだけ漁業者がきちんとした漁をして流通がきちんと回って水産業、水産関連業がきちんと生活の基盤になるように、やはり町としても支えていただきたいと、そういうことを申し上げて終わります。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） すみません、ちょっと冒頭、後藤議員の発言に対して回答するつもりだったんですが、タイミングを逸してしまいました。それで、ちょっとほかにもそういうふうを考えていらっしゃる方がいるかもしれませんので、ちょっとこの際ですので誤解を解かせていただきたいと思います。

まず、先ほど後藤議員、大槌町漁協に公費が、町費がまず投入されてきたというふうな旨のご発言がございました。確かに、町のほうから大槌町漁協に対しまして補助金というのは、まず毎年交付してきたのは事実であります。ただし、その補助金というのも一つは、借入金に対する漁協側の金融機関から借りた借入金の返済負担をサポートするために、利子の一部を軽減するという意味での補助金であります。

それからもう一つは、例えば具体的に言いますと、夏の時期の定置をやってもらうためにまずは補助金移行をして、まず漁を出してもらったというようなことはあります。ただ、これはあくまでも個別の、そういった夏に定置の船を出してもらう、漁を出してもらうという個別の事業に対する補助でありまして、これは例えば農家の方が新しい作物にトライしてみるとか、あるいは製造業の方が新商品を開発してみると、そういった個別の動きに対する、活動に対する補助金でありまして、これは特に漁業だからやってきたというようなところではございません。

結論から申し上げますと、これまで町としましては大槌町漁協の赤字経営を補てんするための金銭というのは一切支出はしておりませんので、この際ですのでちょっとそういった……、もし認識を異にしていいらっしゃる方がいらっしゃるようであれば、この際ですので、ちょっと改めていただければと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ありがとうございます。町長にお尋ねをいたします。

まず、町がこの三つの施設に関して運営を行うということに関しては、私は特には反対はいたしません。先ほど町長は、水産業を大槌町の基幹産業であると。最低の課題として、やっぱり取り組むべき問題の一つなんだろうなというふうに私も認識をしております。

そこで、この水産業にかかわる問題の一つに、やっぱり農業もそうですけれども高齢化という問題があって、次の担い手不足という問題があります。関連質問みたいで大変恐縮なんですけど、この水産業にかかわる町長の、もし今後の水産業の発展に対するビジ

ョンみたいなものがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 震災前から、水産業は高齢化ということで大変担い手不足で、今後の漁業振興が大変危ぶまれていたわけでございます。そして、今回も当時の組合840名から発足当時150名、そして今249名ということでなっているわけですが、やはりこれから、どうしてもやはり、やる気のある若い漁業の後継者が育っていかなければ町の水産の基幹産業としてはなり得ないわけございまして、やはり大槌町の養殖業を何とかしようとしていかなければならないという思いでございます。その担い手の育成の確保については、やはり私は、私の今個人的な考え方の中には、今までやっていた養殖の漁家の退いた方々をいわゆる講師的な指導者、そしてこれからやろうとする意気込みのある人たちにそういう訓練的な施設を誘致して、そういった場所で午前中は学術的なところ、午後は現場でというような形で後継者を養成していく、その後継者を養成する中で、どうしてもやはり若い人たちの生活が伴うわけでございますので、そういった生活を支援するような仕組み、このようなことも、この間水産庁の課長さん方3名来た中でも、そういう仕組みがこれからは必要ではないかという話をしたわけでございますが、そういう町として、国のほうにもそういうスキームを働きかけていきたいなと思っております。いずれにしても、私は漁民が根をつけるような形の漁業に、これからやっていかなければならないのではないかと思います。流通の視点からも、私もいずれ町のワカメが復旧したならば、前部でも申し上げましたが、大槌のワカメが日本一なんだというプラカードを持って銀座を歩くぐらいの気持ちでおりますので、いずれ町として水産業を何とか町の、本当にこのブランド力を高めていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ありがとうございます。それで、きのうの話を先ほど町長もされました民間企業のところに支援の要請をされたということで、本当に水産業は後継者をどう育てるかが一番の問題になっているのではないかなというふうに感じております。それで今後の、やっぱり漁協を立て直すけれども、やっぱり新たな人材というのが必要になってくるのではないのかなというふうに思います。ただ施設だけを町が受け入れればいいのではなくて漁協自体にやっぱり人を入れる、または先ほどの民間企業の支援、お金だけではなくて人の支援も必要なのではないかなと。今現状の行政の中では、町長

が普段から言っているマンパワー不足、職員の不足から、専門的な技術を持っている方たちをぜひ支援で大槌町に呼んで漁協の立て直しに尽力をいただく、それから新しい漁業というものを作り出す意味でも水産庁と一緒にあって、できれば特区みたいな形でやれば一番いいのかなというふうに思っております。それで何とか、本当に今後水産にかかわる人たちが、明るい未来を見通せるような大槌町であってほしいと願っております。ぜひそういう意味でも、ただ単に支援、支援という口だけではなくて、中身のあつものとなるようお願いをして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部六平君） どうでしょうか。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 三つのことをお伺いします。

まず、この条例の第13条の規則で定める必要な事項があるということですが、地方自治法の中に指定管理者の指定は期間を定めて行うものとするという条文もありますので、その期間については、この規則で定めるのかなということをお聞きします。

それから、この3施設というと、かつてふ化場は大槌町で釣り堀とか、そういうこともやってきたわけなんですけれども、それから話によると、御社地付近に前のふ化場があったと、そういう話も聞きました。それで、こういうふ化場の施設というか、こういう魚を育てる施設なんかは観光にもなると思いますし、これは町の復興計画の中の港、それからこういう施設等はきちんと位置づけていったらいいのではないかと思います。それで、ただ単に新組合に経営とかそういうのを任せるのではなく、町としても観光とかそういう面、いろいろな教育、そういうことも踏まえながらこの施設を充実していったらどうかと思います。その辺復興計画の中に、この位置づけなんかをどう考えるかをお聞きしたいと思います。

それから、行政指導によりまして新しい新組合ということになりましたけれども、旧組合もまだ現状で残っているわけですね。この町に二つの組合をそのまま存続するのか、あるいは旧組合のほうは破綻するのか。組合員が相互に二つに分かれているような状態なわけなんですけれども、この状態を今後どのようにするのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私のほうからは指定管理者について、ご説明申し上げます。

議員言われました指定管理者につきましては、指定管理者に関する条例がございまして、新規に指定された場合には3年間、更新でなった場合には5年という規定になって

おります。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 観光に関しては、これまでも水産、農業含めて漁協さんとか農協さんとも、いろいろご相談申し上げながら進めてきた経緯がございます。今後におきましても、関係機関とは十分協議を進めてまいりたいと思います。

それから旧漁協につきましては、まだ債権の整理が済んでございません。これについて、正式なめどがついた段階で組合を今後どうするかという内容が協議はされますので、まだ今年度は二つの組合が存続する形になろうかと思えます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 先ほど町長さんが言っていました民間のそういう支援、漁協に対する支援、何も反対するものでもなくて、大いにやってもらわなければこれからの漁業振興はないのではないかなというふうに思います。私は今ここで反対討論しますけれども、私が言っているのは水産庁のやり方が悪いからという意味のものでございますので、その辺のところご理解いただきながら聞いていただければと思っています。

議案第38号大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

昨年3月11日の東日本大震災で大被害を受けた大槌漁協共同組合をないがしろにするものではなく、一日も早い水産復興を願いながらも、新漁協としての事業を将来に向けた漁民、漁協のあり方がどうあるべきかを考えたときに施設だけを、すなわち漁協が所有する施設を無償で取得すれば水産庁が修繕費を町に交付する、新漁協の経営が安定すれば施設所有権を漁協に戻すことも検討するというところに疑問を感じ、反対するものであります。今までの設備投資のやり過ぎ、定置網の不振、あわせて債権の焦げつき等債務超過の状態になっていったことから、経営改善計画のもと改善に取り組んでいったようですが、繰越損失金8億4,000万円、債務超過額5億6,000万円、そしてこのたびの東日本大震災により繰越損失金14億2,000万円、債務超過額11億3,000万円、民間の会社ならとくに倒産している経営状態でありました。もちろん、町行政としても借入金の利子補給初め、さまざまな補助金を出してきました。数え上げれば切りはありません。どんぶり勘定の経営が、この結果を招いたと言っても過言ではないと思います。

東日本大震災後、県内各漁協が復興再生計画を策定し、補助事業の導入や負債整理資

金の活用等が承認される中、大槌漁協だけが承認されなかったことから新漁協が設立されました。旧漁協を解散し、新漁協にすれば速やかに補助金が交付されたがごとく水産庁、県漁連や関係機関の指導のもと、倒産ではなく発展的解散とのことで新漁協を設立しました。同じことをまた言いますが、水産庁では職員も資本金も少なく経営が難しいと判断され、大槌町は施設を取得すれば町に対して補助金を交付する、補助事業にかわる町の追加負担はなく管理、運営は町に委託することが新漁協の経営維持には不可欠と判断したものと思われませんが、魚市場は町が所有するが施設は新漁協が運営する、魚市場から魚揚荷捌き施設と看板を書きかえても中身は変わらず、運営する荷捌き施設の経営も赤字が見込まれます。

この3施設をそのままにしておく、漁協の経営に心配されることが起こるかもしれない、緊急手段的に町が所有せよとのこと、水産庁の建前論であり摩訶不思議でならない。あめとむち、手品的なやり方であり、本気で漁協経営復興を目指す、応援するならば小細工をすることは無いと思います。町でも今は復興という大義名分があり、さまざまな補助金が交付されておりますから目立ちませんが、これから少子高齢化、災害による人口減、町税の減少など、計算のできない漁業経営など町にとって大変な重荷になるのではないかと心配するのは私だけでしょうか。

旧組合員は約800人、新組合員は250人、大槌町は国からの要請という力関係で施設所有を議会に提案しますが、250人の一法人の経営責任を町にとらせ、国、県漁連が責任を回避し、建前論だけでは発展的解散から新漁協設立への大義名分が色あせてしまうのではないのでしょうか。我々議員は国の建前論で左右されず、本当の新漁協はどうあるべきか、行政として旧漁協退職者、新漁協になってからの退職者等の問題も認識しておかなければならないのではと思います。旧役員がすべてを重くやるよりは新漁協共同組合はあり得ず、数年前に県漁連が進めていた他漁協との合併、また生産から販売までの県漁民組合等の動きなど、どうすれば組合員のためになるのか、そして身の丈に合った漁業経営を望むものです。組合員は150人から250人になったこと、関係機関からも部長級人事は執行部をてこ入れし、参事の仕事もしていることなど考えたときに、小細工的な町に施設取得云々より堂々と新漁協協同組合が一人立ちできるような、水産庁も肩ひじ張らず復旧・復興に向けた指導をすべきと思うのです。

議員各位におかれましては、しがらみにとられることなく良識ある判断をお願いいたします。反対討論といたします。終わります。

○議長（阿部六平君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） それでは、私のほうからは本議案に関する賛成の意味での討論を行います。

先ほど質疑で申し上げたとおり、やはりいろいろな行政指導の中で、今野崎議員がおっしゃるような意味合いも十分わかりますけれども、やはり行政上のルール、やはり水産の復興のみならず地域の復興に関しては地元が立ち上がらないと、どうしようもないわけです。そういう意味では、私は漁民に力を与えエネルギーを与え、それを町がちゃんとサポートすると。ここ近年、例えば指定管理者の問題で新規は3年、5年ごとの更新という話がありましたけれども、3年ごとに見直したときに一人立ちできそうであれば、改めて新漁協が今の3施設をまた大槌から取得すればいいし、ただ先ほども質疑で申し上げましたけれども、なかなか水産に関するものは水もので、サケの問題もいろいろ先ほど話したところですが、やはり我々は推移を見守りながら、より安定した水産業の復興に一人一人が協力することが、大槌の復興の第一歩だというふうなことを感じておるわけです。いずれ、町が歩みを一步一步進めるには水産業、地元の事業でございませう。関連事業が2社ほど既に釜石のほうに流出した今事実がある中、やはり大槌町内の水産に携わる方々に、やっぱりここで踏ん張ってもらって水産を盛り上げ、関連事業も盛り上げ、そして町が豊かになるというふうな、夢かもしれないし希望的なところもあるかもわからんけれども、そういうことを思っていないと、やはり我々は復興を歩みをとめるわけにはいかない、そのような思いがして、私はそういう意見を持っている者として皆様に賛成をお願いをしたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） いろいろ問題はありますけれども、いち早い漁業の発展を考えれば賛成しなければならない事項ではないかなと思います。ここの中で、今までの体質の中に不備があったと。それで、町がきちんと復興計画の中にこの第一次産業をどのように位置づけるか、そういうことをはっきりとこれから練っていく必要があると思いますし、今後そうなっていくと思いますので、そこを信じて次の段階でいろいろな問題なんかも、まだ旧組合がしっかりした結論が出ていないわけですので、そういうものを見ながら、とにかくとりあえずは、いち早い漁業の振興、復興を図りたいと、そう思って賛成討論いたします。

○議長（阿部六平君） 討論を終結いたします。

これより、議案第38号大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時16分

○

再 開

午前11時26分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時26分

○

再 開

午前11時33分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第6 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第39号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第39号工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

1 契約の目的、23災第1218号一級町道大ヶ口線他24路線道路災害復旧工事です。

2 契約の方法、指名競争入札。

3 契約の金額、5,250万円です。

4 契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番地1、有限会社小松組、代表取締役三浦正三です。

次のページをお願いします。資料です。

入札年月日、平成24年5月8日です。今、仮契約中です。

2指名業者、有限会社岩間建設工業ほか5社です。

次の参考資料、お願いいたします。

色のついたA3版、横長の絵で説明いたします。

施工延長、まず濃く色を塗った赤色の部分の路線の災害復旧の工事になります。施行延長が1,980.5メートルです。これについては全長が1,980ということではなく、例えばの例で言いますと、100メートルの間に起点に側溝のとか何か津波で飛ばされて10枚あります、終点に5枚ありましたというところ、全長が普通ですと五、六メートルなんですけれども、100メートルで計上しているため、1980.5メートルということになります。

それで工事内容ですけれども、1の土工から11の上層路盤工まで主に大きい工事については、側溝工と側溝のふたが結構飛ばされていますので、なくなったところにふたをかけます。あとそれからフェンス、大ヶ口線に行く通りが下水の側溝あたりがほとんど飛ばされていますので、それらも直します。あとは舗装です。火事で焼けたり、あとは結局、瓦れきがぶつかって穴ぼこになったと。局所的な復旧になります。

あとそれで、一応ちなみに今回の大震災で全体の被災状況なんですけれども、町道全部で158路線が被災しております。やっぱり何かあったとか、こんなに弊害がある、二次震災とか、あとは今のまちなかの浸水的被害の今言った側溝のふたが飛ばされたとか、そういうものの路線が158路線。あと、河川で5河川。あと、橋が5橋になります。それで、国交省と財務省からの査定と言いましたけれども、その決定額が全体で15億6,200万円くらいになります。それで、今回の道路延長というか、さっき言いました1980.5メートルの路線は、この絵に書いているとおり11路線になります。

以上です。よろしくご審議お願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤君。

○10番（後藤高明君） 指名業者5社ということですが、5社の社名と……、「6社」の声あり）全部で6社……、社名と、あと入札結果。入札率は、どの程度だったというのをお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） すみません、入札率は書いて……、書いてないよね。約90……、請負額ですけれども、94くらい。

○10番（後藤高明君） いや、全部ちゃんとしゃべって。全部で6社分。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 入札の関係なのですが、6社指名してございます。それから、議会上げて入札しております。入札は3回まで。最後、3社辞退だったんです。当事者だけ、最後の勝負になって3回目までやったと。入札の率の関係なのですが、請負率は94.19です。それから落札率なのですが、予定価格に対する比率でいくと97.1という結果になっています。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） これ見ると三浦設備株式会社と入っているけれども、こういうやっぱり土建もやるの。2回かな、これまでの入札率を見ると、99点幾らだとかね。こういう災害で、地元業者がないというのはわかります。ただ、300億もの復興のための予算が来ているわけだけれども、例えば90何%で落札したのと80%で落札したのと、とんでもない金額だと思うんですよ。そういうことで、どうでしょう、地元業者だけでなく、やっぱり盛岡とか花巻とか遠野だとか、向こうの業者なんかも指名に入れるようにしたほうが……、どうなのでしょう。その点について、はい。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） その、いろいろ後には出てきます。この災害復旧みたいなもの、通常は災害復興だったりとか、そういった部分です。あと、そのほかにある復興事業で大きな建物とか、それから大規模な建物があれば当然、町内の業者ではC級、B級しかおりませんので、そこら辺はあり得る話だと思います。ただ、今回のような災害復旧に関しては、町内において対応できるというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） だから、率で言うと全く談合時代の率と同じなんです。私、よく記憶しているけれども。資料は流されましたがね。だから同じ顔ぶれでやっていくと、そういう可能性が……、これ人情だから。やっぱり、その辺厳しくやったらどうですか。わざわざ来られたから。仮設のほう、仮設今やっているんだけれども、水道関係みんな設備とっただけで、働いている人は毎朝盛岡から来ています。そういうのを見ていると、ちょっと理解できないんだよね。だれだれさん、世間様にお騒がせしたわけだから、談合事件で。そういうことを絶対に、もう繰り返してはだめだから。同じ顔ぶれでやったら……、業者同士いつも顔合せているわけだからさ。その辺、研究してくれませんか。要望して終わります。

以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第39号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第40号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第40号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第40号大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、ご説明申し上げます。

補正予算表1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入9款地方交付税1項地方交付税、補正額4億8,358万5,000円は、防災集団移転促進事業計画作成業務委託料及び都市再生区画整理事業計画作成業務委託料に係る震災復興特別交付税であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額4億8,358万4,000円の増は、防災集団移転促進事業計画作成業務委託料及び都市再生区画整理事業計画作成業務委託料に充当する東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

18款繰越金1項繰越金、補正額2,710万円の増は、前年度からの繰越金で大槌消防庁舎等建設用地基礎調査業務委託料に充当する繰越金であります。

2ページをお開きください。

歳出8款土木費4項都市計画費、補正額9億6,716万9,000円は、復興交付金事業の防災集団移転促進事業計画作成業務委託料及び都市再生区画整理事業計画作成業務委託料であります。

9款消防費1項消防費、補正額2,710万円は、大槌消防庁舎建設用地等に係る基礎調

査業務委託料であります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入。一括審議いたします。（「進行」の声あり）

進行します。

6 ページ、歳出。8 款土木費。野崎君。

○12番（野崎重太君） 防災集団移転促進事業業務を取りまとめなければいけない、とにかく町のほうでも高台移転ということで、その地域、地域によって、丸をつけたといえはおかしいけど、丸をこの辺がいいんじゃないかということで地図に丸をつけながら、そして地権者の方々にも何か出しているようです。

私、よその地域はわかりませんが、私たちの住む浪板という地域の人に言われたんですけれども、役場からそういうはがきが来ましたよと。私はどうぞお使いくださいというふうにはがきを書いて、そしてやったと言うんだけれども、その後全然連絡来ないんだと。逆に不動産屋さんみたいなブローカーみたいな人たちが来て、どうですかと来られるというような、それがどうしたらいいのかなという……、値段も話も何もしていないんだけど、一応ははがきには、どうぞお使いくださいと出したものだから、どうしたらいいものかなという相談をされました。役場が全然来ないという言い方です。だから、その辺のところも、せつかくそういう地権者の人たちがあったならばいち早く行って、値段の交渉だとかというのもあるだろうけれども、そういう細かいことは私はわかりませんが、そういうところ早目、早目に行っておかないと、まとめてやるとか、いっぱい人がきてからやるような、そんな考え方でなく、もうそういう声があったらいち早く行って、ではお願いしますと、では値段はこうですよという、そういうのをやっていかないと、どこまでもおくれますよ。だから、何にもしないと言われるのはそこなのさ。もう、決まったところからバンバンくい打ってやっていけるような、どこどこではもう木切ったとかというような、そういう方向を町としても見出してほしいという、こういう質問です。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今現在筆数等、移転ごとの筆数、あと移転先、今野崎議員さん言ったようにそこを全部今調べていまして、そしてまず移転ごと、今後災害危険区域になる箇所のところは計算でいくと、今2,060筆くらいあります。そして、移転先

の分は大体600筆。それで、いろいろ班編成して2人1組でやるということで、今順次進めていました。ただ、やはりそういう声があった……、積極的と言えば変ですけども、協力したいという方については一応一覧表というか、意向調査した関係のものがありますので、早急に回りたいと思います。（「よろしくお願いしますよ。動いてくださいよ」の声あり）

○議長（阿部六平君） 9款1項消防費。芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 2,710万円の委託料、業務調査委託料ですけども、先日の全協のときに、当初は5,500平米であったものを周辺全体で3万平米以上確保したいと考えているということで、今回の調査については、この3万平米の調査という意味でとらえておいてよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員のご指摘のとおりです。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） あそこまで、それに合わせて3万平米というのが大体あの山奥のどの辺くらいだという、大体目安はつきました。それで、この前の全協のときには、法令でいくと防集については20万平米までは許可できるような面積があるといったときに、今後あそこをこの間全協のときに消防用地、あとは県立病院の候補地、その他の公共施設等々ありましたけれども、3万平米以上確保できればもっといいわけで、そういう見通しとかというのは現在あるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 津波復興拠点整備事業ということになりますので、これは一応3万平米ということなんですが、これを事業化すれば20万平米まで許可になりますから、周辺も含めてこれから検討するということになろうかと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 関連ですけども、県立病院の候補地も検討しているということで先日、先々日ですか町長、県立病院の院長さんと民間開業医の方々の懇談会があったと思うんですけども、そういう席でもこういう話というのは出ているのであれば、先生たちの意見はどうだったのかということをお聞かせ願えればと思います。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 実は、ゆうべ……、（「ゆうべでしたかね」の声あり）2回

目の、先生方と懇談をいたしました。その中で一応この、うちのほうの町の考えた候補地を提示してお話し合いをしたんですが、先生方はこの場所が悪いということではなく、できるだけ早く建築してほしいと。してほしいというか、したいということで、どこがいいのか、ここが早いのか、あるいはもっと早いところはないのかというような、きのうの話の中ではありました。その辺について具体的に言うと、大高のグラウンドに建てたらいいのではないかというみたいな、それは話の中の話ですけれども、いずれにしても先生方から言わせると、入院施設がやっぱり必要だと。だから、できるだけ早い病院建設が必要だということでごさいます、きのうの段階ではまだ結論は言えませんが、いずれ先生方はそういう形……、場所的にはいいだろうと。いいとは思いますが、もっと早いところはないのかなというような話、依頼がありました。その状況は、そういう形でした。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時52分

上記平成24年第5回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員